

土浦市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年3月22日付け土浦市監査委員告示第1号で公表した令和2年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和6年8月8日

土浦市監査委員 市 原 和 弘

土浦市監査委員 寺 内 充

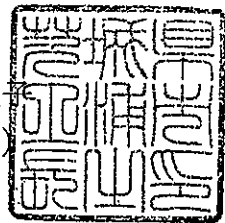




土国発第 152 号
令和 6 年 7 月 31 日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：国保年金課)



令和 2 年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について (通知)

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

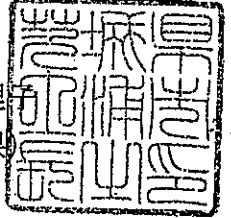
監査の結果 (指摘事項)	高額療養費貸付基金に係る未収金の管理に係る記録等について、確認できないものがあった。
講じた措置の内容	未収金の管理に係る記録等については、一部確認できないものがありました。平成 7 年以前の貸付については、台帳、通帳、財務会計の全ての記録が廃棄されているため、対象の確定等ができない状況となっており、徴収が不能となっております。そのため、回収の見込みのない債権の管理を継続する必要はないことから、債権放棄を検討し適正な処理を行っていきたい。



土国発第 153 号
令和 6 年 7 月 31 日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：国保年金課)



令和 2 年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

監査の結果（指摘事項）	国民健康保険出産費資金貸付基金による貸付で 2 人分の未収金が、10 数年間変動が見られない。
講じた措置の内容	債務者との連絡が不通になり、最終償還日よりほぼ 17 年以上が過ぎており、債務者の住所を把握するために照会文を関係機関に提出しております。債務者の居住地が分かり次第、適切な債務処理を実施していきたい。